重症患者認定申請書

(1) 次に掲げる症状のうち、1つ以上がおおむね6か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る) と認められる場合

対象部位	症状の状態	該当部位に〇			
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの (視力の良い方の眼の視力が 0.03以下のもの又は視力の良い方の眼				
	の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの)				
聴器	聴覚機能に著しい障害を有するもの(両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの)				
	両上肢の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の用を全く廃したもの)				
上肢	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は				
	両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの)				
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの(一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの又は一上肢の用を全く				
	廃したもの)				
下吐	両下肢の機能に著しい障害を有するもの (両下肢の用を全く廃したもの)				
下肢	両下肢を足関節以上で欠くもの				
体幹	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(1				
•	歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもできないもの又は、臥位若しくは座位から自力のみでは立				
脊柱	ち上がれず、他人、柱、杖、その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの)				
肢体の	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、この表の他の項(眼の項及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程				
機能	度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(一上肢及び一下肢の用を全く廃したも				
	の又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの)				

(2) (1)に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

. — ===	-1 ···	
疾患群	該当項目	該当部位に〇
悪性新生物	①転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの	
慢性腎疾患	②血液透析又は腹膜透析 (CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む。) を行っているもの	
慢性呼吸器疾患	③気管切開管理又は挿管を行っているもの	
慢性心疾患	④人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの	
先天代謝異常	⑤発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患	⑥気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又	
	は肝不全状態にあるもの	
染色体又は遺伝子に変化	(2)の①~⑦の治療状況等の状態に該当するもの	
を伴う症候群	※該当する項目の番号もご記入ください	番号()
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
骨系統疾患	⑦気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
脈管系疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	

(3) 以下の項目に該当する場合

区分	該当項目	該当すれば〇
高額かつ長期	「高額かつ長期」認定申請を行う日が属する月以前の12カ月以内に当該支給認定に係る小児慢性特	
	定疾病医療支援(支給認定を受けた月以後のものに限る。)につき医療費総額が5万円を超えた月数	
	が6回以上あったもの	

疾病名	受給者番号	
	(新規の場合は不要)	

以上のとおり、関係書類(※)を添えて重症患者の認定を申請します。(※) 意見書・障害者手帳写し・医療費申告書・領収証写しなど

尼崎市長 あて

年 月 日